

寒川町告示第 107 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線の区域の一部を変更し供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 29 年 9 月 15 日から平成 29 年 9 月 28 日まで縦覧に供する。

変更前

| 路線番号 | 路線名 | 起終点 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|----------|--|---------|-------|
| 02001 | 一之宮 1 号線 | 一之宮 9 丁目 56 番 6 地先 一之宮 9 丁目 60 番 1 地先 | 4.5~6.9 | 11.4 |

変更後

| 路線番号 | 路線名 | 起終点 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|----------|--|---------|-------|
| 02060 | 一之宮 1 号線 | 一之宮 9 丁目 56 番 6 地先 一之宮 9 丁目 60 番 1 地先 | 4.5~6.9 | 86.70 |

区域変更年月日 平成 29 年 9 月 15 日

平成 29 年 9 月 15 日

寒川町長 木村俊雄